

旧緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を営んでいた申立人らについて、原発事故による避難に伴う飲食店の廃業損害につき、事故前収入の5年分相当額から既払金（平成23年3月分から平成27年7月分までの営業損害（逸失利益）として支払われたもの）を控除した残額が賠償されたほか、財物損害（自宅兼店舗である建物及び家財道具）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙1記載の損害項目についての損害賠償金として、合計金1557万2722円の支払い義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙1記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙1記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有

権は移転しないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年8月13日

(仲介委員 中條 高昭)

別紙 1

	損害項目		算定期間	和解金額	備考
1	廃業損害			2,684,576	
2	財物損害	建物		8,438,146	別紙 2 記載の建物
3		家財		4,450,000	
和解金額合計				15,572,722	

(別紙2物件目録省略)